

滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例

[平成 14 年 4 月 1 日滋賀県市町村職員研修センター条例第 8 号]

改正	平成 15 年 2 月 17 日	条例第 2 号
	平成 18 年 2 月 17 日	条例第 1 号
	平成 20 年 2 月 29 日	条例第 2 号
	平成 21 年 3 月 31 日	条例第 4 号
	平成 22 年 5 月 20 日	条例第 3 号
	平成 22 年 6 月 29 日	条例第 4 号
	平成 22 年 11 月 30 日	条例第 6 号
	平成 29 年 2 月 9 日	条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項および第 2 項、第 14 条および第 15 条（これらの規定を同法第 17 条において準用する場合も含む。）、第 17 条、第 18 条第 3 項ならびに第 19 条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、ならびに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 滋賀県市町村職員研修センター職員の定年等に関する条例（平成 14 年滋賀県市町村職員研修センター条例第 11 号）第 4 条第 1 項または第 2 項の規定により引き続き勤務している職員

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者)

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 2 項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 2 条の 4 第 1 項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57 日間とする。

(育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情)

第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書きの条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、または出産したことにより、当

該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業または出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号アまたはイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）または養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

- (3) 育児休業をしている職員が休職または停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職または停職が終了したこと。

- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病または身体上もしくは精神上的の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

- (5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

- (6) 配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じること。

（育児休業の期間の再度延長ができる特別の事情）

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことでその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じること。

（育児休業の承認の取消事由）

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）

第6条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第7条 滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例（平成14年滋賀県市町村職員研修センター条例第5号）第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休

業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した時間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある場合には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 2 滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例第 23 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第 8 条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第 9 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 滋賀県市町村職員研修センター職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項または第 2 項の規定により引き続いて勤務している職員

（育児短時間勤務の終了の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第 10 条 育児休業法第 10 条第 1 項ただし書きの条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、または出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業または出産に係る子が第 3 条第 1 号アまたはイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第 13 条第 1 号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第 3 条第 2 号アまたはイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職または停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職または停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病または身体上もしくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第 13 条第 2 号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3 月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出

た場合に限る。)

- (7) 配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、滋賀県市町村職員研修センター職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年滋賀県市町村職員研修センター条例第7号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項の規定を受ける職員は、次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。ただし、育児休業法第10条第1項から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求手続)

第12条 育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求は、規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日またはその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第13条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第14条 育児休業法第17条で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第15条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合または当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

職員の育児休業等に関する条例

(育児短時間勤務または育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員についての滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例の特例)

第 16 条 育児短時間勤務または育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員についての滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 6 条第 1 項、第 2 項および第 4 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、滋賀県市町村職員研修センター職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 6 条第 9 項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第 17 条第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務または同法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあつては、第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする
第 17 条第 4 項	前項	滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例（以下「育児休業条例」という。）第 16 条
第 17 条第 5 項	係る時間	係る時間（以下「代休対象勤務時間」という。）
第 17 条第 5 項第 1 号	得た額	得た額。ただし、代休対象勤務時間が育児休業条例第 16 条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から 100 分の 100（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を減じた割合を乗じて得た額
第 20 条第 4 項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第 20 条第 5 項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額

項および第 23条第3項		
第20条第6 項	規則	育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員の勤務時間を考慮して規則

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第17条 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例の特例)

第18条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1 項、第2項お よび第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第17条第1 項	支給する	支給する。ただし、育児休業法第18条第1項に規定する育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務にあっては、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、100分の125)を乗じて得た額とする
第17条第4 項	前項	滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例(以下「育児休業条例」という。)第18条
第17条第5 項	係る時間	係る時間(以下「代休対象勤務時間」という。)
第17項第5 項第1号	得た額	得た額。ただし、代休対象勤務時間が育児休業条例第18条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務または育児休

業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(部分休業の承認)

第 20 条 部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 6 条第 1 項に規定する正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第 13 条の規定による特別休暇（滋賀県市町村職員研修センター職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 14 年滋賀県市町村職員研修センター規則第 6 号）第 22 条第 8 号の特別休暇に限る。）または勤務時間条例第 15 条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該特別休暇の時間または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第 21 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例第 27 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第 22 条 第 13 条の規定は、部分休業について準用する。

(その他)

第 23 条 この条例の実施に必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例付則第 4 項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

2 育児短時間勤務および育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員に対する滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例付則第 4 項第 1 号から第 3 号までの規定の適用については、同項第 1 号中「号給の給料月額（）」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額（）」と、「が同項の」とあるのは「が付則第 17 項の」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第 2 号および第 3 号中「給料月額（）」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額（）」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

3 滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例付則第 4 項の規定により給与

が減ぜられて支給される職員に対する第21条の規定の適用については、同条中「第26条」とあるのは、「付則第6項」とする。

付 則（平成15年2月17日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年3月1日から施行する。ただし、第2条ならびに付則第3項、第5項および第6項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

（滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）

- 6 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例第7条第1項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは、「3箇月以内」とする。

付 則（平成18年2月17日条例第1号）

（施行期日）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成20年2月29日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年3月31日条例第4号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年5月20日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

付 則（平成22年6月29日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例第3条第4号または第10条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例第3条第4号または第10条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

付 則（平成22年11月30日条例第6号）

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

付 則（平成29年2月9日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。